

会 議 録

会議の名称	令和4年度第4回茨木市個人情報保護運営審議会
開催日時	令和4年8月17日（水） <input checked="" type="radio"/> 午前・午後）10時 開会 （午前・ <input checked="" type="radio"/> 午後） 0時20分 閉会
開催場所	市役所南館3階 防災会議室
議長	岡田 春男（大阪学院大学法学部名誉教授）
出席者	今枝 史絵（弁護士）、浦野 祐美子（人権擁護委員）、岡田 春男（大阪学院大学法学部名誉教授）、森 隆知（立命館大学政策科学部准教授）、森 正治（公募市民）【5人】（敬称略、五十音順）
欠席者	城谷 星（法人理事長）、安尾 勝彦（公募市民）
諮問実施 機関職員	樋之津法務コンプライアンス課長、駒井コンプライアンス係長、竹林職員
事務局職員	樋之津法務コンプライアンス課長、駒井コンプライアンス係長、竹林職員【3人】
開催形態	<input checked="" type="radio"/> 公開 / 非公開
議題（案件）	(1) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて (2) その他
配布資料	議題(1) 答申書（案）

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>【開会】</p> <p>本日は、お忙しい中ご出席いただき感謝申し上げます。ただ今から、令和4年度第4回茨木市個人情報保護運営審議会を開催する。</p> <p>本日の委員の出席状況であるが、7人のうち出席委員は5人で、ちなみに欠席委員は城谷委員と安尾委員である。したがって、茨木市個人情報保護運営審議会規則第3条第2項の規定により、会議は成立している。</p> <p>本日は、前回から引き続き個人情報保護法の改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて、先に送付した答申案について審議をお願いする。審議時間については2時間程度でお願いしたい。この後の議事進行は、審議会規則第3条第1項の規定により会長に議長を務めていただくことになっている。</p>
岡田会長 事務局	<p>では、議事を進める。本日、傍聴者はいるか。</p> <p>いない。</p>
岡田会長 事務局	<p>【議題(1) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて】</p> <p>では、議題(1) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて審議を行う。事務局から資料の説明をお願いする。答申書案について説明する。全体の答申書は、「1 審議会の経過」、「2 諮問の要旨」、「3 審議会の判断」、「4 付言」で構成されている。「審議会の経過」には、「審議日」と「審議会の結論」を記載し、諮問事項について実施機関が示した対応の方向性を承認するという結論を、「諮問の要旨」については、「趣旨」と「諮問事項の概要」を記載している。次のページの「審査会の判断」は、諮問事項の7つをそれぞれの事項ごとに(1)から(7)まで記載している。</p> <p>各諮問事項の大まかな構成としては全て共通である。「ア 検討事項」でどのような事項を検討したのか、「イ 実施機関の対応の方向性」には実施機関の対応の方向性を示し、「ウ 審議会の結論」という構成になっている。いずれの項目も同じ構成となっており、ご意見をいただいた項目については、「エ その他」で追加している部分もある。</p> <p>諮問事項1は、個人情報ファイル簿の作成に加え、個人情報取扱事務目録の作成・公表の要否について検討している。対応の方向性には、以前の会議で示したとおり、「個人情報取扱事務目録の作成・公表について条例で規定する」旨記載している。したがって、審議会の結論としては、「実施機関の方向性は妥当である」という結論になっている。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
岡田会長	<p>ただ、会議の中でもご意見があったので、「事務の効率化を図る観点から、「個人情報取扱事務目録」の記載項目について「個人情報ファイル簿」の記載項目と共通化を図るなど、その内容や作成方法について見直しを行うことは必要である」と、ただし書を付している。</p> <p>まず、「審議会の経過」、「諮問の要旨」、「諮問事項の概要」についてお気付きの点があればご意見を賜りたい。</p> <p>特になければ、審議会の判断として、諮問事項1について、たたき台が出来上がった。これについてご意見があればお願いしたい。</p> <p>私個人から言うと、好みの問題ではあるが、「ウ 審議会の結論」に「判断した」とある。私は、この「判断した」を「する」に変えてほしい。過去形にすると、その時点にはそう思ったが、現在はどう思っているのかが分からない。全体を読めば、その判断した意向は変わってないことはすぐに分かるが、「現時点、答申する時点において、間違いない。このとおりである。」という意味で、「判断する」と現在形に直していただきたい。他の部分も整合性を図られたい。</p>
事務局	<p>承知した。</p> <p>安尾委員から事前に1点ご意見をいただいた。2ページの下から10行目について、事前に送付した資料には「個人情報の状況の全てが」となっていたが、「全てを」が適切ではないかという意見があったので、本日は、その意見を反映した資料を配布している。</p>
岡田会長	<p>私もそう思う。</p> <p>何かお気付きの点はないか。</p>
森正治委員	<p>全体について、例えば「ウ 審議会の結論」の2ページの下から4行目に「～その内容や作成方法について見直しを行うことは必要である」とある。審議会の役割かどうかは分からないが、「考える」とは、誰が、いつ、どのように考えていくのか、きちんとその後フォローされるのかが気になっている。特に今はデジタル化の時代なので、簡単な仕組みなどをきちんと用意してやっていかないといけないと思う。それはこの審議会の役割ではないということは重々分っているが、どのようにやっていくのだろうか。あるいは「こういうことをやっています」というのは、どうフォローしていくのが妥当なのかというのが少し引っかかったというか、放置していたら何もしないまま進んでしまい、従来そのままということにならないかということが気になる。書き方としては、これで特に問題ないと思うが。</p>
岡田会長	<p>諮問事項1について、「ア 検討事項」、「イ 方向性」、「ウ 審議会の結論」とあるが、ウの「ただし」以降をエにしてはどうか。</p>
事務局	<p>「エ その他」とする。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
岡田会長	森正治委員の意見を反映し、エで「見直しを行うことは当然ながら必要である。」はどうか。他に意見はないか。
今枝委員	ほぼ付け加えることはないと思いながら見ていた。1点、「審議会の結論」の2行目、「透明性の確保の観点」の後ろに「安全管理措置の確実な実施」を入れてもらえるとありがたい。
事務局	「透明性の確保及び安全管理措置の確実な実施」でどうか。
今枝委員	「の観点からも」と書いたらいかがか。
岡田会長	それが良い。私は「の」が続くのは、文章としてあまり好きではない。「透明性のみならず安全性を確保するという観点から」はどうか。 ところで、同じ部分だが、実施機関が保有する個人情報の状況の全てを明らかにすることは、透明性と安全性の確保の観点から必要だということになるが、その2つを除いたら何が残るのか。2行目に「も」が入っているので、「も」を入れなかったとしたら、透明性と安全性の確保の点から除いたら、明らかにすることはどの視点から示唆されるのか。
事務局	「安全管理措置」を具体的に入れるのであれば、「も」を取っても良い。
岡田会長	「も」を取ってはどうか。
事務局	はい。
岡田会長	他に何かお気付きの点はあるか。 では、諮問事項2「条例要配慮個人情報について」でお気付きの点があればお願いしたい。内容そのものは議論したことだ。審議会の結論で、「個人情報保護委員会が示した見解において、～とされていること」となっているが、私はここに「は」を入れてほしい。「おいて」と「おいては」で微妙に違うのは、「おいて」だと全面的に賛同している雰囲気が出てくる。一方、「おいては」にすると、全面的ではないけども、多少なりとも批判や反論の意思が少し残っているというイメージが湧いてくる。
事務局	「ここでは」という意味で修正する。
岡田会長	もう1点、「審議会の結論」の上から7行目に「～を考慮すると」とあるが、「考慮すると」はあまり使わない。「考慮に入れると、」が法律文書では決まり文句みたいなものだ。 他に何かお気付きの点はあるか。
事務局	「ウ 審議会の結論」において、現時点では、条例要配慮個人情報を定める規定は設けないとする方向性は妥当である。今後、状況が変わればということをただし書で加えているが、ここもエとするのがよいか。
岡田会長	「ただし」は、強すぎるので、「なお」に変えると良い。その前は、「判断する」としてほしい。
事務局	全部の諮問事項に入っているので、全て「する。」に直す。
岡田会長	浦野委員、他に何かお気付きの点はないか。

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
浦野委員 岡田会長	特にない。 では、諮問事項3「保有個人情報の開示に係る開示情報の範囲について」でお気付きの点はないか。
森正治委員	「審議会の結論」の2行目後半に「情報や規定ぶりに異なる部分もある」とあるが、「規定ぶり」とは、表現として妥当なのか。私には、「規定ぶり」というのは何を指しているのかが分からなかった。
岡田会長	私もたくさん文章を読んできたが、「規定ぶり」という表現に出くわしたのは、今回が初めてだ。事務局では普通なのか。
事務局	口語的な表現になってしまった。
岡田会長	「情報」と事務局のいうところの「規定ぶり」とは中身が少し違うので、「や」でくくらず、他の言葉にした方が良いと思う。「定められている情報及びその規定のありように」などの表現はどうか。「情報」と「規定」は、「ぶり」がなければ「情報や規定」で「や」でくくっても良いが、「情報」と「規定」そのものではなく、「規定の仕方」と書いても良い。また、「しかしながら」は、昔はよく使われていたが、冗長すぎるので「しかし」が良いと思う。「しかし」が続くときときに「しかしながら」を使うときもあるが、今回は「しかし」が良いと思う。
事務局	はい。
森正治委員	会長がおっしゃっているように好みの問題かもしれないが、「法に直接的な・・・」のところで、最後に「不開示となるなど」とあるが、ほかに何があるのか。「など」というのは、通常は「何々、何々など」と使われるのではないかと思っており、1つだけで「など」と言われると、ほかに何を指しているのか、曖昧な感じがしてしまった。1つしかないのに「など」を使うというのは、時折引っかかってしまう。
事務局	「不開示となり」に修正する。
森隆知委員	前回の審議会で、これ以外にも何かあったのではないか。いくつかあったので、「など」にされたのかなと思っていたが。それを集約するとこの一文にまとまるのであれば、森正治委員がおっしゃるように、「など」を取って良いと思う。記憶が曖昧なので、その点は確認していただきたい。
事務局	他の不開示情報に当てはめる以外の方法があるかどうか、ということか。
森隆知委員	不開示規定がなくても、他の不開示情報への当てはめによって不開示となるということがいくつかある、という説明だったのか、ほかのパターンがあったのか、記憶が曖昧になっている。前回の資料にあった表に当てはまる内容が集約され、この一文で表現されるのであれば、「など」はそぐわないと思うが、複数あったので、ここを「など」にしたと私は最初理解していたが。
今枝委員	個人情報でないものについては、そもそも対象外とかそのような議論だっ

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	たかと。 ほとんどは他の不開示情報に当てはめることにより、結果的に同じ結論になるところが多い。1点、他の事例として挙げるならば、公共の安全に関する情報についてである。公共の安全に関する情報は、国や地方公共団体の機関が行う事務事業に限定されているが、国や地方公共団体の機関が行う事務事業に関する情報以外で公共の安全のために不開示とすべき情報を市が保有していることが想定しづらいので、結果的に該当するようなことはないと考えられる。
森正治委員	例えば、システムを作る仕様書に「確認などを行う」と書いてある場合、「確認など」の「確認の他には何があるのか」ということをよく整理しておかないと、後になって面倒なことになるので、私は、この「など」が引っかけた。一般的にこれで分かる、そのような誤解は生じないというのなら、それはそれでかまわない。
事務局	おっしゃるとおり「など」で、他に何かが想定できないのであれば、「など」を削った方が良いと考える。
森正治委員	逆に、少し曖昧にしておきたいのであれば、それはそれで。明確に法律ではないので。
森隆知委員	事務局の意図としてはどちらか。
事務局	先ほど申し上げた1点はあると思う。あとは他のところに当てはめることで対応していくことになるが、そこを含めるのであれば「など」を残すことになると思う。
森隆知委員	今後、直接文章だけで集約できないことがあるということであれば、ここは「など」があっても良いと思った。ただ、森正治委員のおっしゃるように、厳密論で言うとうどうなのかと思う。
事務局	「など」がなくても、他の事由にどこかに当てはまるといってもかまわない。
森正治委員	これで誤解が生じないというか、変な拡大解釈が起こらないのであれば、これは絶対「など」を使ったらいけない、と言うつもりはない。
事務局	はい。
今枝委員	エの2段落目は、おそらく一般市民の方が読むと分かりにくいと思われるので、文章を2段落目の3行目で区切ったらいかがか。
事務局	「法においては明記されていない。」というところか。
今枝委員	「公務員等の氏名」については、情報公開条例においては、例外的に開示する個人情報として明記されているが、法においては開示する情報として明記されていない。「しかし」なのか「もっとも」なのかは分からないが、「しかし、国においては〇〇なので開示されているので」とするのはどうか。

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
岡田会長	今枝先生のおっしゃるとおりだと思う。プラスアルファとして、「～旨の説明があった」というのは、この説明したのは事務局で、説明を受けたのは審議会だろう。
事務局	はい。
岡田会長	事務局がたたき台を作成するときは、これまでの経過を分かっている人が分かっている知識を前提にして書いているので、分かっている人が読めば分かる。しかし、初めて読む人に対しては、もう少し分かりやすくした方がよい。そういう意味で、今枝委員の意向を反映してほしい。
事務局	文章を区切り、「事務局が説明した同様の対応をする旨の説明」の部分の後半と「法の規定のあり方」の部分の前半に分ける形とする。
岡田会長	「条例制定の方向性について説明があった」という一文を入れた方がよいと思う。今枝委員がおっしゃったように、「法には明記されていない」、「国では、慣行として知ることができる情報として開示されている。それを考慮に入れ、実施機関においても条例制定についてその方向性については同様の対応をする旨の説明が審議会に対してあった」はどうか。少し長くなるが、これで今枝委員いかがか。
今枝委員	構成が難しいかもしれない。
事務局	前半部分は、法ではこうなっているという事実を述べている。後半部分の「国においては」以降を実施機関から審議会への説明として捉えて書き直す。
今枝委員	そのようにしてもらえたら。
岡田会長	3段落目2行目の「当該情報」は、知っている者は文章を書くときに「当該」を書くが、もう一度繰り返しても良いのではないか。「公務員等の氏名を開示すべきか否かについてはひとまず措くとして、公務員等の氏名を情報公開制度に合わせ開示することとするのであれば・・・」くらいであれば、もう一度繰り返しても良いのではないか。
事務局	はい。
岡田会長	分かりやすくするために繰り返しはするけれども、できるだけ文書は簡潔にした方がよい。他にお気付きの点はないか。
浦野委員	今までの流れでいくと、「他の地方公共団体の動向等」も「動向」で良いのではないか。
森隆知委員	「等」を入れたのは、他の地方公共団体の動向や社会的な状況を含めているからと思ったが。
岡田会長	いろいろな要素が入っているので、ここは「等」を入れても良いのではないか。
森隆知委員	そう思う。
岡田会長	他にないか。

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
森隆知委員	<p>では、諮問事項4「保有個人情報を開示等の手続きに関する事項について」でお気付きの点があればお願いしたい。</p> <p>非常に細かいが、5ページで（ア）、（イ）、（ウ）が出てくると他のア、イ、ウと混同する気がする。</p>
事務局 岡田会長	<p>どんどん階層が下りていっている。アルファベットはどうか。</p> <p>アルファベットが良いかもしれない。諮問事項5についても整合性を保たれたい。</p>
事務局	<p>「ウ 審議会の結論」の2行目に「制度の利便性が低下する」とあるが、制度の利便性について一例を挙げてはどうか。「制度の利便性とは何か」となるので、「〇〇等の制度の利便性」又は「〇〇等に係る制度の利便性」等の例示をした方が良いかもしれない。ちなみに、制度の利便性とは何か。</p> <p>現行条例では、個人情報の開示請求は、請求日から15日以内に開示決定を受けられることができるが、法を適用すると、開示決定までの日数が30日になるので長い間待たせることになる。また、（エ）の訂正請求と利用停止請求の対象となる情報は、法では開示を受けた情報に限定している。以前ご議論いただいたが、現行条例では対象となる情報を限定していないので、実施機関が誤った情報を持っていると思えばすぐに訂正請求できるが、法を適用すると、自己情報の開示を受けた後で訂正請求を行わなければならないので、二度手間になってしまう点で利便性が低下すると思っている。</p>
岡田会長 今枝委員	<p>他に何かご意見はないか。</p> <p>（エ）の部分だと、「本人の請求権をより保護する」というような文言があっても良いかと。</p>
岡田会長	<p>細かいようだが、今枝委員がおっしゃった（エ）の文章に強く抵抗を感じる。「法では」の動詞が「限定している」となっていることにとっても違和感がある。「法では」の後の部分が「限定されているが」だとスムーズに読めるが、「限定している」という動詞を選ぶのであれば、「法は」にしておかないと。</p>
事務局	<p>「法は」に修正し、今枝委員がおっしゃった利便性の文言を追記する。</p> <p>「請求権の保護」はおかしいか。</p>
今枝委員	<p>言いたいことはそうだが、表現が難しい。</p>
岡田会長	<p>「開示、訂正及び利用停止請求等に係る制度の利便性が低下することを考慮に入れる」や「低下するおそれがあると考えられる」はどうか。「当該個人の個人情報の訂正請求又は利用停止の請求に係る個人情報保護の趣旨に沿った個人情報保護制度の利便性が損なわれるおそれがある」の表現もある。今枝委員に意見を求めながら修正されたい。</p> <p>他に何か意見はないか。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
森正治委員	<p>では、諮問事項5「手数料について」、ご意見を賜りたい。</p> <p>(イ) 2段落目の「法第119条第3項において・・・」の部分だが、最後の「その額等について検討するものである。」は、誰がどのように検討するのか。「国ではこうだから、地方公共団体である場合は条例で定めなさい。」ということで「額等に～があり、検討するものである。」というのは、流れとして読んでいるときに、ふわっと飛んでしまうみたいな感じに読めてしまったが。つまり、手数料の徴収、その額等について検討するとは、「その都度、額を決められる」ということを条例で決めるのか、「その都度、条例にはないけども額を検討する」ということなのか、どちらか。イで政令で定める額に基づき条例で額を定めるとの実施機関の方向性を示しているのは、国の方針が示しているということか。</p>
事務局	イは実施機関だ。
森正治委員	実施機関が示しているということは、実施機関が今、示しているのか。前の議論の記憶が曖昧だが、「匿名加工情報を利用するときにはお金がかかります」と「その額をどうします」ということを示しているのか。徴収するのか、しないのか、どちらか。
事務局	<p>他の「実施機関の対応の方向性」には、「実施機関は」という主語を入れていたが、ここには入っていないので、「実施機関は」を入れ、「対応の方向性を示しているのは実施機関である」ということを明確にする。</p> <p>行政機関等匿名加工情報については、現時点では、提案公募を行うのであれば額を定めなければならない。市内部の議論の中で、「現時点で別にやらなくても、額を定めておいても良いのではないか」という意見が出ていることもあり、分かりにくい表現になっているが、「現時点で定めるか定めないかは分からないけれども、定めるとすれば、政令で標準額が示されているのでその額にする。」という方向性である。</p>
森正治委員	その結果として、審議会の結論は、政令で定める額に基づいた額を定めることが適当であるという結論になっている。「どうでしょうか。」と相談したところ、「取れば良いと言われました。」ということか。
事務局	「規定を設けるのであれば、その額は政令で定める額が適当である。」という結論に至ったということだ。
森正治委員	匿名加工には、どのくらいのオーダー費用がかかるのか。
事務局	資料がないので分からない。
森正治委員	よく行われているのか。
事務局	今は国で導入され、実施されているが、都道府県レベルでもやっているところは少ないと思われる。ただ、都道府県と政令市では、来年4月から提案公募を行わなければならない、実施される見込である。
森正治委員	名前を黒く塗ったりするのか。

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>そのイメージである。例えば、その中に「年齢が113歳」など特異性のある情報がある場合、仮に名前を隠したとしても、その年齢で特定されてしまうおそれがあるので、その年齢をどう区切れば特定されるリスクがなくなるのかということも検討しなければならず、市の内部で処理することは技術的に難しい。他の団体でも実施するならば、おそらく委託で対応することになると思われるので、政令で義務付けられていない団体で実施する団体は今のところ聞いていない。</p> <p>また、「その額等について検討するものである。」とあるが、結論としては、「その額は政令どおりの額が適当」というところに結びつくので、「額等」の「等」は不要だと思っている。</p>
岡田会長	<p>「審議会の結論」に「開示請求における手数料については、今後も市民にとって利用しやすい制度として継続できるよう」とあるが、「今後も市民にとって利用しやすい制度として継続できるよう」を削ってはどうか。情報公開制度の場合は、「市民にとって利用しやすい制度として」となるが、個人情報保護条例の場合は、本来、利用させない制度だからだ。個人情報を保護する趣旨で、行政機関が自分の個人情報を誤って保有しているかもしれないので、訂正請求の権利を認めている。その前提として、個人情報が本物であるかどうかを自分自身が確認するために開示請求ができるのだから、「今後も市民にとって利用しやすい制度として」の部分には削ってほしい。「開示請求における手数料については、現行どおり開示請求に係る手数料は徴収せず、写し等の作成に要する費用を実費徴収金として徴収することが適当である。」、「個人情報保護制度の趣旨に沿った市民の自己情報開示請求に係る制度に沿うものとする。」はどうか。それとの関連において、「実施機関の対応の方向性」の「市民にとって利用しやすい制度となるよう」は、「市民の便宜を図るために」でどうか。</p> <p>また、匿名加工情報の「現時点では、提案公募を行う予定とはしていないが」は、文章を書く人が自分の知識を前提に当然のように書くが、その知識を持ってない人を見ると、分かりにくいのではないかと。提案公募とは何か。</p>
事務局	<p>公募と書いているが、正確には募集である。その説明がアの「法において」にあるが、この部分を引用するのが長かったので、「提案公募」にしてしまった。ここでいう提案公募とは、「行政機関等の保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者に提供するための提案募集」であるが、「提案募集」の部分だけを抜き出してしまった。</p>
岡田会長 事務局	<p>その意味であれば、「上記提案募集を行う」としてはどうか。 はい。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
岡田会長	<p>他に何かないか。ないのであれば、諮問事項6「茨木市個人情報保護運営審議会の在り方について」、ご意見を賜りたい。</p> <p>細かいが、6ページの下から4行目の「定めることにより」を「ところにより」あるいは「条例の定めに基づき」とするのはどうか。「法129条においては、条例の定めに基づき諮問することができる旨が規定されており」はいかがか。「法第129条においては」が主語なら、述語は「できる旨が規定されており」でどうか。そうすると、次の「法改正後も条例で定めることにより、審議会を設置し、その意見を聞くことが認められている。」が分かりやすい。</p> <p>「審議会の結論」のところで、お気づきの点はないか。</p> <p>7ページの下から17行目の「また、・・・」以降について、「個人情報保護の観点から」をここに入れるべきではない。むしろ、個別の事案であってもすぐそこへ連れていくのだ。「個別の事案であっても、個人情報保護の観点から個人情報の利用等に当たり、留意すべき事項等について意見を求める」というように。「個人情報保護の観点から」は、前に持ってきてほしい。</p>
事務局 森正治委員	<p>はい。移動させる。</p> <p>7ページの上から5行目に「これまでのように典型的に審議会への諮問を要件とする条例を定めることはできないとされている。」とあるが、典型的に審議会への諮問を要件とする条例というのは分かるのか。ウの3行目に「審議会に個別の案件の法に照らした適否の判断について諮問することはできない」とあり、おそらく同じことを言っていると思う。下の「個別の案件の」は分かる。「典型的に審議会への諮問要件とする」というのは理解できるのか。</p>
事務局	<p>言葉を足す方が分かりやすいと思う。「これまでのように個人情報の取得、利用、提供等について、典型的に審議会の諮問を要件とする」と言葉を補った方が良いと思う。</p>
森隆知委員	<p>森正治委員の趣旨は、事務局からもう少し説明を加えるとともに、前半部分と後半部分が違う表現になっているのを同じ表現にした方が良いという趣旨だと思うが。</p>
森正治委員 事務局	<p>そうだ。</p> <p>国のガイドラインでは、2種類の方法で表現されていたので、それぞれ引用しているが、統一した方がやはり分かりやすいか。</p>
森正治委員	<p>同じことを言っているのに表現が違うのは、元々のものがおかしいと思うが。</p>
事務局 森正治委員	<p>「個別の案件の法に照らした適否の判断」が分かりやすいか。</p> <p>この間の説明ではそうだったと思うが。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	「典型的に審議会への諮問要件とする」とは、法律に根拠があるときにはは諮問は不要だが、包括的な規定として具体的に挙げられた条件のいずれにも該当しないときには、審議会への諮問を要件として「収集や目的外利用をして良い」という規定になっているが、「目的外利用するときには、意見を聴かないと駄目」との規定はできないという趣旨だと思っている。
岡田会長	今言った趣旨は、「条例で定める」ことと「個別に諮問する」ことは、別個だという意味でとって良いのか。
事務局	典型的に諮問することを要件とする条例を定めては駄目、具体的な諮問として個別の案件の適否の判断を諮問することは駄目となっている。
岡田会長	後者についても駄目だと言っているのか。
事務局	審議会に個別の案件の法に照らした適否の判断について諮問することはできない。法に適合するかどうかという諮問はできないとなっている。
岡田会長	条例で諮問する道を開くことはできないのか。
事務局	個別の案件が法の要件を満たしているかどうかを判断することはできない。
岡田会長	諮問機関として、審議会を置くことはかまわないと言っている。次に、諮問事項について「これについて、諮問してはいけません。」というわけか。つまり、「これしては駄目です。」というのと「駄目だけど、個別的な案件について聴く分にはかまいませんよ。」というのと、法の文言として、聴いてはいけないとなっていないだろう。
事務局	はい。
岡田会長	この法令改正に携わった委員会あるいは一部の人の意向だと思うが、それはナンセンスだと思う。だから「できないとされている」を私は削ってほしい。「できないとされている」ではなく、「これを定めることは、困難である」ぐらいで。
事務局	「委員会からの見解が示されている」を追加するよりも「困難」と。
岡田会長	「条例で～定めることはできないとの委員会の見解が示されている」でもかまわない。だが、「当審議会は、個別な案件について実施機関が諮問しても良いのではないかと考える。」という答申をするのか。
事務局	法の適否の判断はできないが。
岡田会長	法の適否をきちんと理解しないといけない。法の適否とは、何をイメージしているのか。
事務局	法に照らした適否の判断とは、例えば、法律上、個人情報情報を外部提供できる要件があるが、それに該当するかの判断について諮問することはできないということだと認識している。
岡田会長	法の要件に該当するのかは、実施機関が第一次的に判断するが、その場合に審議会に諮問してはならず、実施機関自身で答えが出せないのだから

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	ば、国の委員会に聞く、ということか。
岡田会長	そうだ。
事務局	だが、事実上の諮問をすれば良いと思うが。
岡田会長	「また」以降の部分で、「個人情報を利用するに当たり留意すべき事項等について意見を求めることはできる。」となっている。
事務局	個人情報の利用等の中に、法の要件に適合しているかどうかは除かれているのか。
岡田会長	実際には、「目的外利用をしたいがどういうところに気を付けたら良いか。」という諮問は、法律に照らした適否の判断ではないと思う。先に市でやるということを決めた上で、それについて意見をもらうことは可能かと。その中で、利用するのは良くないという意見が出るかもしれないが、目的外利用をして良いかどうかを諮問することはできないが、「目的外利用をしようと思うが、個人情報保護の観点から、どういう点に注意して目的外利用したらよろしいか。」という諮問はできるということか。
事務局	そう考えている。
岡田会長	7ページの下から6行目の「委員の構成・人数等についても維持することを検討されたい」も「現状を」がないとじっくりこない。
今枝委員	ウの4段落目「個別の事案であっても、・・・個人情報保護の観点から個人情報の利用等」は、間違いではないと思うが、諮問事項6で引用している法第129条の「取扱い」に変えていただきたい。「取扱い」は、利用、保管、提供等全てを含んだものなので。
事務局	分かった。
岡田会長	他にないか。なければ、諮問事項7「法に定めのない事項について」、ご意見を賜りたい。
事務局	8ページの下から12行目の脱字を修正されたい。
岡田会長	申し訳ない。
事務局	「法の目的に鑑みると」の前の括弧書きにあまり賛同できない。分けた方が良い。「個人の権利利益を保護する」ということと、別途「個人情報の有用性に配慮しつつ」ということを。
岡田会長	含みがあるということをもう少し分かりやすくということか。
事務局	そうだ。一方においては、個人の権利利益の保護を標榜し、他方において個人情報の有用性に対する配慮することも法の目的の中に含まれているので、分けて書いてから次の文章につなげると良いと思う。
岡田会長	また、8ページの上から5行目の「検討するものである」は、「検討する」が良いと思う。「検討事項の内容」の小見出しには、「検討するものである」が良いが、「検討事項」には、「検討する」が良いと思う。
	8ページのエに、個人情報の保護は、環境保護などの地域性があるものと

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局 岡田会長	<p>は違い一般的に普遍的なものだから、一言「個人情報保護の意義や重要性は普遍的なもの」を入れても良いと思うが。また、地方公共団体は、独自の規定を条例以外に何を想定しているのか。</p> <p>2段落目の「しかしながら」の「ながら」を削ると良い。「しかし、地方公共団体が制度の充実、強化を図るため、条例等に独自の規定を設けることを検討する」。法律改正に伴う条例改定の諮問だから、「条例等」の「等」も省いて、すっきりした方が良いと思う。「強化を図るため」も「図るために」としてはどうか。</p> <p>はい。</p> <p>「独自の規定を」のところに「条例に」を持ってきてはどうか。次の「自然なことであるにもかかわらず」も、法律用語としてはぴんとこないので、「しかし、地方公共団体が制度の充実、強化を図るために、独自の規定を条例に設けることを検討すること自体は、地方自治の趣旨に鑑みて否定されることではない。」、「否定されるべきことではない。」はどうか。あるいは、「指弾されることではない。」でもかまわない。「地域的な地方公共団体が条例で定めることは、地方自治の本旨に基づいて指弾されるべきいわれはない。」など、別にかまわないじゃないかという表現をした方が良く思う。「自然なことである。」、「指弾されるものとは思料しない。」など。そこで文書を切り、「しかしながら、法においてそのような規定を設けることができる余地は、当審議会の了とするところではない。」、「違和感を覚える。」でどうか。</p> <p>次の9ページの「もちろん条例は法律の範囲内でのみ定められるものであるが・・・」の「もちろん」は「もとより」とされたい。条例が法律の範囲で定められることは常識なので、「範囲内でのみ」の「のみ」は不要である。「・・・個人情報の適正な保護のため、法律に違反しない限度に」とし、「法に違反しない限度において」を加える。「もとより条例は法律の範囲内で定められるものではあるが・・・」の「では」の「は」は削る。</p> <p>「定められるものであるが、実施機関において個人情報の適正な保護のために、法に違反しない限度において、条例に独自の規定を設ける必要を覚えるときは」とし、「ものである」は「望む」とする。</p> <p>「もとより条例は法律の範囲内で定められるものであるが、実施機関において個人情報の適正な保護のために、法に違反しない限度において、条例に独自の規定を設ける必要を覚えるときは、委員会に意見を述べるなどして、よりよい制度の構築に努めることを望む。」でどうか。「委員会に意見を述べる」ではなく、「委員会に意見を求める」とした方が良くも思えない。もう一度読むと、「もとより条例は法律の範囲内で定められるものである。しかし、実施機関において個人情報の適正な保護のために、法</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局 岡田会長	<p>令に違反しない限度において、条例に独自の規定を設ける必要を覚えるときは、委員会に意見を求めるなどして、よりよい制度の構築に努めることを望む」。必要に応じて修正されたい。</p> <p>承知した。</p> <p>法律に明確に違反してはいけないが、それ以外については、地方公共団体は条例を定めることができると基本的に考えている。法律が定めていないことについて諮問するなど言うのは、あまりにも高飛車だと思う。地方自治行政の仕組みから、国の言うことに従わざるを得ないというのは仕方がないが。</p>
森正治委員 事務局	<p>付言について何かないか。</p> <p>今回のことで茨木市個人情報保護条例は廃止になるのか。</p> <p>廃止する。</p>
森正治委員 事務局	<p>議論のあった各個別の項目について、条例を作っていくことになるのか。</p> <p>現行の個人情報保護条例を廃止して、個人情報保護法施行条例を制定し、そこで今回ご議論いただいたことを規定していく。</p>
岡田会長 事務局	<p>法の施行条例として条例で定めるから、法に明確に違反してはいけない。法に条例で定めなければならないとなっている事項や法が条例で定めることを許容している部分について定める条例となる。</p>
岡田会長 事務局	<p>別途定めるということについては、事実上の運用として諮問して良いと思う。条例で諮問してよいと書くのは、法に明確に違反することだ。</p> <p>留意事項についてご意見を伺うという形をとりながら、利用についての意見をいただくのは可能かと思っている。</p>
岡田会長 事務局	<p>付言の2行目の「経過」は、「経緯」とされたい。</p> <p>他にないか。</p> <p>今回の最終的な委員会の意見を反映し、答申案を微調整されたい。</p> <p>答申についての日程はどうか。</p>
岡田会長	<p>パブリックコメントの実施を予定しており、スケジュールを逆算し、9月26日にパブリックコメントを開始しようとしているので、それまでに答申をいただきたい。</p>
岡田会長	<p>では、各委員にも微調整した原稿について意見を求め、出来上がった答申案を見せていただきたい。最終の確認は、会長に一任してもらえるか。欠席委員にもよく説明されたい。</p> <p><異議なし></p>
今枝委員	<p>最後に確認したい。形式的なところだが、諮問に対し、審議会の会長から市長への答申となっている。審議会の経過で始まり、「2 諮問の要旨」は、答申の形にはなっていない。これも本文中に含まれる形での答申となるのが通例か。そうであればかまわないと思うが、「4 付言」も、全体</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>として答申の中では、審議会としての付言ということが分かるのか。その前の「エ その他」も同様に、審議会としての意見という形で表題しなくても良いのか。常にこういう構成になっているのか。あるいは、1ページ目の「諮問のあった表記の件」だが、(2)のとおり諮問のあった件については(3)のとおり答申するとか、そういった形でされないものなのか、体裁が少し気になる。最後の付言は、別項目で良いと思うが、立て付けがよく分からない。</p> <p>これ自体は、審議会が作成したものという位置付けになるので、諮問の要旨の部分は市から諮問を受けて、審議会として諮問の要旨をまとめたものだ。</p>
今枝委員	<p>まとめたと思ったが、そうすると、2(1)趣旨の「意見を求めるものである」は、市から意見を求めるものという感じになるのか。</p>
事務局	<p>検討事項というよりかは。</p>
今枝委員	<p>通例ということか。</p>
事務局	<p>条例について諮問する案件が少なく、通常であれば適否について判断してくださいという諮問をしている。本来であれば諮問で方向性を初めに示しており、その方向性について意見を伺う形が多いが、今回は諮問の段階では、こういうことについて検討してくださいという頭出しの部分だけをしている。</p>
今枝委員	<p>内容はかまわない。形式的なところで、例えば、市長から審議会宛ての諮問の頭書きがあり、それに対して、1と3と4だけを抜き出した答申になるのか、あるいは、1ページの「記」の上の2行のところに諮問について書き、「1、3、4のとおり答申します」とするのか、整合性的なところでどうされているのか。</p>
事務局	<p>通常、答申を見たときにどういった諮問なのかが分かりやすいようにということで(2)を入れているパターンが多い。</p>
今枝委員	<p>一体となれば別に良いとは思っているが、気になったので確認した。</p>
事務局	<p>形式についてはもう少し検討し、他の事例と比較して修正が必要だと思えば、その旨を連絡する。</p>
岡田会長	<p>それでは、審議いただいた点を踏まえて答申書案を修正し、その上で各委員の持ち回りで微調整を行い、市長に対して答申することとする。なお、最終的にこれでよろしいかという確認は、各委員の意見聞いた上で、会長が行う。もう一度繰り返すが、今日の会議を踏まえて微調整した答申書案を各委員に送り、そして、さらになお調整した上で、私が答申案として了承することとする。ただし、最終的な答申書案については、もう一度確認する意味で、各委員に送りたい。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
<p>岡田会長 事務局</p> <p>岡田会長</p>	<p>【議題(2) その他】</p> <p>議題(2) その他について、事務局から何かあるか。 現在のところ、担当課から諮問案件があるという話は聞いていない。今後、この条例の案件については、先ほど申し上げたとおり、パブリックコメントを9月26日から10月25日までの間、募集する予定である。11月上旬に結果を公表し、その後、議案を提出することとなる。パブリックコメントで出た意見については、委員の皆様にもご報告したい。以上である。</p> <p>では、本日の議題についての議事が終了したので閉会とする。</p> <p>【閉会】</p> <p style="text-align: right;">以上</p>